

鶴岡市職員採用試験

☑ 本所職員課 (〒 997 - 8601 市内馬場町 9 - 25) ☎ 内線 352



■ 募集職種・受験資格

- ▷ 初級行政 (高卒程度)
平成5年4月2日～9年4月1日に生まれた方 (4年制大学を卒業した方及び卒業する見込みの方を除く)
- ▷ 土木 (社会人経験者)
昭和50年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 建築 (社会人経験者)
昭和50年4月2日以降に生まれ、1級または2級建築士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 電気 (社会人経験者)
昭和50年4月2日以降に生まれ、電気主任技術者の資格を有し、民間企業の社員または公務員として電気設備設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 臨床検査技師
昭和55年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師免許を取得している方及び平成27年4月までに取得見込みの方
- ▷ 理学療法士
昭和55年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許を取得している方及び平成27年4月までに取得見込みの方
- ▷ 作業療法士
昭和55年4月2日以降に生まれ、作業療法士免許を取得している方及び平成27年4月までに取得見込みの方
- ▷ 臨床工学技士
昭和55年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士免許を取得している方及び平成27年4月までに取得見込みの方
- ▷ 消防士
昭和60年4月2日～平成9年4月1日に生まれ、採用後鶴岡市に居住することができる方で、普通自動車運転免許 (A T車限定を除く) を有する方及び平成27年3月末までに取得見込みの方

■ 試験日時

- ▷ 1次試験 9月21日⑩午前10時
- ▷ 2次試験 1次試験合格者を対象に、11月中旬実施予定

■ 試験会場

- ▷ 初級行政・土木・建築・電気
総合保健福祉センター「にこ♥ふる」
(2次試験は市役所本所)
- ▷ 臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士
荘内病院 (2次試験も同じ)
- ▷ 消防士 消防本部 (2次試験も同じ)

■ 申込み受付

- ▷ 7月16日⑩～8月15日⑩に、申込書を市役所本所職員課へ (郵送の場合は8月15日までの消印有効)
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続き可

■ 試験案内・申込書等の交付

- ▷ 市役所本所職員課、各地域庁舎総務企画課、荘内病院総務課及び消防本部総務課で交付
- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、返信用封筒 (宛先を明記したA4判用の角形2号封筒。折り畳んでも構いません)、140円分の切手、応募職種・連絡先を記入したメモを同封して、市役所本所職員課へ (申込み受付の締切りに余裕をもって請求してください)
- ▷ 市HP「職員採用情報」からダウンロードすることもできます

市政



介護保険運営協議会 公募委員募集

介護保険事業計画の進行管理、介護保険に関する事項を調査審議する介護運営協議会を設置しています。

① 次の全てに該当する方3人以内 (地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く) ①今年4月1日現在で満20歳以上の方 ②市内に住所を有する方 ③平日に開催する会議に出席できる方 ④7月14日⑩まで申込書をもとに所長寿介護課 (〒997・8601 市内馬場町9・25) ☎内線190へ (郵送は当日必着) ⑤詳細は市HP「各種審議会等」

廃棄物減量等推進審議会 公募委員募集

一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項を調査審議する廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

① 次の全てに該当する方5人以内 (地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く) ①今年7月31日現在で満20歳以上の方 ②市内にある事業所等に勤務し、同審議会委員に応募するに当たってその事業所等の代表となる方 (事業主含む) ③平日に開催する会議に出席できる方 ④7月18日⑩まで申込書を廃棄物対策課 (〒997・0011 市内宝田三丁目13・6) ☎22・2848へ (郵送は当日必着)

農地中間管理事業による農用地等の受け手を募集します

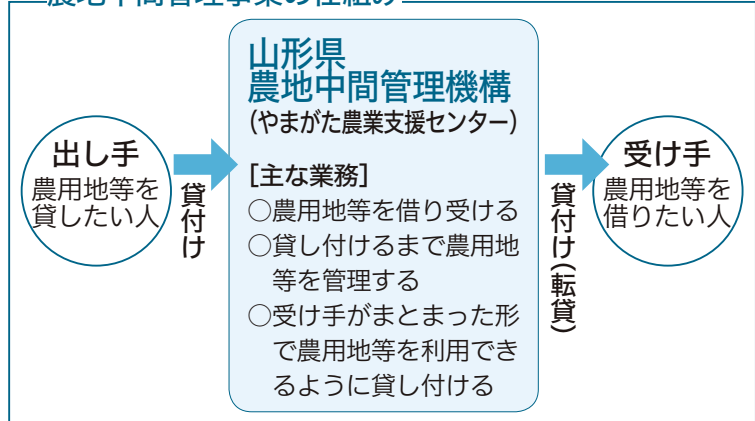
■「農地中間管理事業」とは

「農地中間管理事業」は、人と農用地等の問題解決に向けた、農用地等の貸し借りの新しい仕組みです。

「農地中間管理機構」が出し手（農用地等を貸したい人）の農用地等を集積・集約化・管理し、受け手（農用地等を借りたい人）に貸し付けることで、農用地等の有効利用と農業経営の効率化を進めます。

※山形県では、やまがた農業支援センターが農地中間管理機構に指定されています。

農地中間管理事業の仕組み



■農用地等の受け手を募集します

農業経営の規模拡大や新規就農等を考え、同機構からの農用地等の借受けを希望する方を募集します。

◎本市の募集対象区域

- 鶴岡区域
- 藤島区域
- 羽黒区域
- 櫛引区域
- 朝日区域
- 温海区域

※各区域は旧市町村の単位です。

◎申込期間

7月10日(土)～8月11日(日)

◎申込方法

○申込み用紙を本所農政課、農業委員会事務局(藤島庁舎)、各地域庁舎産業課、J A 鶴岡及びJ A 庄内たがわの本所・各支所に提出してください。申込み用紙は市HP「農政課」、同センターHPからダウンロードすることもできます

- 借受けを希望する区域が2つ以上ある場合は、区域ごとに申込みが必要です
- 借受けを希望する区域が他市町村にある場合は、その市町村への申込みが必要です

応募した方の次の事項について、インターネット等で公表することになります。ご了承の上、お申し込みください。

- 氏名(法人・組織の場合は名称)
- 募集対象区域内の農業者か否かの別、新規就農か否かの別
- 借受けを希望する農用地等の種別・面積
- 農用地等を借り受けた場合に、作付けする予定の作物の種類

農地中間管理事業に関するご相談はこちらへ

- ▷やまがた農業支援センター ☎023 - 631 - 0697
- ▷本所農政課 ☎内線562
- ▷農業委員会事務局 ☎64 - 5868
- ▷各地域庁舎産業課



健康

医療用ウィッグ(かつら)購入費用の一部を助成します



治療に伴う脱毛に悩むがん患者の治療と就労の両立等を後押しします。

①がんを診断され、抗がん剤治療を行う

②抗がん剤治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である

③加入する医療保険の保険料算定対象者の市民税所得割額が23万5、000円未満である

■助成額 購入費用の2分の1(上限1万円。今年4月1日以降に購入したものに限り)

④7月14日(日)から申請書(脱毛の副作用がある抗がん剤治療を行っていることを証明する書類(お薬手帳、診療明細書等)・ウィッグ購入時の領収書・医療保険証の写しの添付が必要)を健康課(にこふる) ☎内線368へ

他詳細は市HP「健康課」

子宮がん・乳がん検診(個別健診)を受けましょう

対▽子宮がん検診：平成7年4月1日以前に生まれた女性の方

▽乳がん検診：昭和50年4月1日以前に生まれた女性の方で、今年度中に偶数年齢になる方及び41歳になる方(今年度人間ドック等で市が実施する検診を受けた方

9 広報つるおか 2014.7

または受ける予定の方は除く) 腸▽子宮がん・乳がん検診：すこやかレディースクリニック(要予約)、たんぼぼクリニック、鶴岡協立病院(要予約)、三浦産婦人科医院、三井病院 ▽乳がん検診のみ：荘内病院(要予約)、宮原病院、斎藤胃腸クリニック、茅原クリニック、真島医院、佐久間医院(湯温海)、阿部医院(同) ④無料クーポン券(該当者には4月末に発送済み)または受診券 ⑤健康課(にこふる) ⑥内線367または各地域庁舎市民福祉課へ ⑦生活保護世帯や市民税非課税世帯の方、東日本大震災での被災によって避難している方は料金の減免制度があります。事前にお問い合わせください

ハチマルニマル 80200運動 よい歯の長寿賞表彰

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。 ⑧昭和9年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方(以前に表彰を受けた方を除く) ⑨応募方法 7月22日⑩〜8月20日⑪に市内各歯科診療所へ(その場で無料歯科健診を行います) ⑫健康課⑬内線365または市内各歯科診療所へ

福祉



平成26年度介護保険料決定通知書を送付します

平成26年度介護保険料決定通知書は、

平成25年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料(年額)をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。同封の「介護保険料のあらまし」と併せてご確認ください。



■発送日 7月15日⑭
⑮65歳以上の方
▼保険料の納め方
▽特別徴収(年金からの差引き)
一定の条件を満たした方は、年金支給月(4・6・8・10・12・来年2月)に年金から差し引きします(特別徴収から普通徴収への切替えはできません)。
▽普通徴収(納付書または口座振替)
特別徴収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回(7月〜来年2月の毎月)です。

⑯本所長寿介護課⑰内線183または各地域庁舎市民福祉課へ
⑰介護保険の軽減確認証・負担限度額認定証の更新時期です
軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、まだ手続きをしていない方は手続きをしてください。昨年度該当しなかった方でも今年7月1日以降に対象要件を満たしていれば、確認証、認定証の交付対象になる場合もありますが、新たに交付を受けるためには、窓口での申請が必要です。

⑰本所長寿介護課⑱内線194または各地域庁舎市民福祉課へ

家族介護慰労金を支給します

⑲要介護認定4または5(相当と認められる方を含む)で、介護保険サービスを1年間利用していない寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している市民税非課税世帯の方
■支給額 10万円 ⑳印鑑、介護者名義の市内金融機関預金通帳 ㉑7月7日⑳〜18日㉒に各地域包括支援センター、本所長寿介護課⑳内線192または各地域庁舎市民福祉課へ

耳と手足の不自由な方のための巡回相談

㉓7月9日㉔午後1時〜3時 ㉕総合保健福祉センター(にこふる) ㉖18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方、交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等(現在治療中の方を除く) ㉗相談科目 聴覚、肢体 ㉘印鑑、保険証、身体障害者手帳(交付済みの方) ㉙本所福祉課㉚内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



医療費一部負担金の限度額適用及び食事代の減額について

国民健康保険に加入している方は、申請によって医療費及び食事代が次の

とおりになります。現在入院中の方や外来医療費が高額になる予定の方など、認定証が必要な方は申請してください。認定証は申請した月の初日から適用されます。

▼70歳未満の方 ■自己負担限度額(月額) ▽上位所得者世帯：15万円+(医療費-50万円)×1% ▽一般世帯：8万1000円+(医療費-26万7000円)×1% ▽住民税非課税世帯：3万5000円 ㉚入院時の食事代 1食260円(住民税非課税世帯の方は210円。入院91日以降は申請の翌月から160円)

▼70歳以上の方 ㉛世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方等一定の要件を満たす方 ■自己負担限度額(月額) ▽入院時：2万4000円(無所得世帯等一定の要件を満たす方は1万5000円) ▽外来時：8000円
㉜入院時の食事代 1食210円(入院91日以降は申請の翌月から160円。無所得世帯等一定の要件を満たす方は初日から100円。療養病床に入院する場合は異なります)

▼共通 ㉝保険証、印鑑 ▽次のものは該当する方のみ：国保高齢受給者証過去12か月以内の入院日数が90日を超える場合はそれを証明する書類(領収書等)、今年1月1日に本市に住所がなかった方は所得を証明する書類 ㉞本所国保年金課㉟内線164または各地域庁舎市民福祉課へ ㊱認定証がない場合でも、一旦医療機関等の窓口で医療費を支払い、自己負担限度額を超えて支払った分は、後日申請すること

で高額療養費として給付されます。該当する方には診療月から2・3か月後にハガキで連絡しますので、領収書等必要書類をお持ちの上、手続きにおいでください

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する受給者証は7月末まで交付します。8月に入っても届かない場合はお問い合わせください。期限の切れた受給者証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課に返却してください。

▼新しい受給者証が届いたら

▽記載内容に間違いがないか確認し、間違いがあるときはご連絡ください
▽8月以降に医療機関等で受診する際は、必ず新しい受給者証を提示してください

高齢受給者証は、国民健康保険に入っている70歳以上の方に交付しています。70歳の誕生月の翌月から(1日生まれの方は誕生月から)使うことができます。新たに該当になる方には、該当月の前月末までにお送りします。
④本所国保年金課☎内線125または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する保険証は7月末まで

送付します。8月に入っても届かない場合はお問い合わせください。期限の切れた保険証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課に返却してください。

▼新しい保険証が届いたら

▽記載内容に間違いがないか確認し、間違いがあるときはご連絡ください
▽8月以降に医療機関等で受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください

④本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

平成26年度保険料額決定通知書は、平成25年中の所得に基づいて計算した確定保険料額をお知らせするものです。同封のチラシと併せてご確認ください。

▼保険料の納め方

▽特別徴収(年金からの差引き)

年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方は、原則、年6期に分けて年金から差し引きます。また、特別徴収は口座振替による納付に変更することができ、振替による納付に必要です。市役所への申出書の提出が必要。

▽普通徴収(納付書または口座振替)

年金受給額が年額18万円未満の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は普通徴収です。納期は年8回(7月～来年2月の毎月)です。

▼年度途中で後期高齢者医療に加入した方
加入月から月割りで保険料が発生します。加入月によって期割の計算、納付方法等が異なるので、保険料額決定通知書をご確認ください(通知書は加入月の翌々月中旬に送付します)。

▼保険料の計算の仕方

保険料は、加入者の所得状況、世帯構成によって金額が異なり、皆さんから平等に負担してもらおう均等割額と、所得に応じて負担してもらおう所得割額を合わせて計算します。今年度の均等割額は1人年額3万9,500円、所得割率は7・84%です。

▼保険料の軽減

所得が少ない方への均等割額の軽減として、9割(軽減後保険料年額3,900円)、8・5割(同5,900円)、5割(同1万9,700円)、2割(同3万1,600円)があり、世帯の所得で割合を判定します。また、加入者本人の所得が91万円以下の場合、所得割額が半額となる軽減があります。
④本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

基準収入額適用申請書の提出をお願いします

国民健康保険の高齢受給者及び後期高齢者の自己負担割合は、毎年見直すことになっています。前年の所得が一定以上ある方は、自己負担割合が3割となりますが、申請によって1割または2割になる場合があります。

このため、3割負担となっている方に基準収入額適用申請書を送付して

ますので、同封した説明書に記載してある基準額を下回ると思われる方は、7月18日④まで提出してください。

ただし、市で確認できる課税資料で明らかに基準を超える判断される方には、申請書を送付していません。

④本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

20歳前障害や福祉年金移行の障害基礎年金を受給している方へ

日本年金機構から「所得状況届」・「障害状態確認届(診断書)」・「現況届」・「生計維持確認届」をお送りします(1枚の届けで複数の届けを兼ねているものもあります)。7月31日④まで本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課に必ず提出してください。提出が遅れると年金受給に支障が出る場合がありますのでご注意ください。

▼所得状況届

受給者に一定額以上の所得がある場合、年金の一部または全額を支給停止することになっており、毎年7月に所得状況届の提出が必要です(現況届の提出が不要な方も、所得状況届の提出は必要です)。

▼障害状態確認届(診断書)

引き続き障害等級に該当するか、障害の状態を確認するために提出してもらうものです。レントゲンフィルム及び心電図の提出が必要な方は併せて提出してください。

▼現況届

引き続き年金を受給する権利があるかどうかの確認のために、毎年提出し

てもらうものです。ただし、日本年金機構に住民票コードを申し出た方は、住民基本台帳ネットワークシステムで現況確認を行うため、現況届の提出は原則不要です。

▼生計維持確認届

加算額対象者のいる方が加算額を引き続き受給するために、生計維持関係の証明をもらうものです。

☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

税



平成26年度国民健康保険税
納税通知書を送付します

国民健康保険税納税通知書に記載されている加入者、所得、資産等の内容をご確認ください。詳しくは、同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。

■発送日 7月15日 ☎ 対世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方

▼保険税の納め方

▽特別徴収（年金からの差引き）

一定の条件を満たした方は、年金支給月（4・6・8・10・12・来年2月）に年金から差し引きします。

▽普通徴収（納付書または口座振替）

同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）です。

☎本所課税課 ☎内線205または各地域庁舎税務担当へ

市税の滞納処分として差し押さえた不動産
不動産公売のお知らせ

入札で公売します。

☎7月25日 ☎ 時・因受付：午前8時50分 入札：9時30分 ☎本所6階大会議室 ☎本所納税課 ☎内線221
☎詳細は市HP「公売情報」

小・中学生の税に関する
標語と作文を募集します

▼標語 ☎小学生 ☎税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等を内容にしたもの（1人2点以内）

▼作文 ☎中学生 ☎税に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

▼共通 ☎8月29日 ☎まで本所納税課 ☎内線219へ ☎入賞者には賞状と副賞を進呈します

生活・その他



地域ごとに開催します
成人式のご案内

8月に開催する成人式の案内は、7月中旬に対象の方（平成5年4月2日～6年4月1日生まれの各地域の中学校卒業生・現在住者）に送付します。

▼藤島 ☎8月12日 ☎午前11時 ☎藤島地区地域活動センター ☎藤島庁舎総務企画課 ☎64・5813

▼榎引 ☎8月14日 ☎午後1時30分 ☎榎引公民館 ☎57・5670

▼朝日 ☎8月14日 ☎午前9時30分

市有緑地を売り払います

場すまいる ☎朝日庁舎総務企画課 ☎53・2111
▼羽黒 ☎8月15日 ☎午後1時 ☎羽黒コミュニティセンター ☎羽黒庁舎総務企画課 ☎62・2111
▼温海 ☎8月15日 ☎午後3時 ☎温海ふれあいセンター ☎温海庁舎総務企画課 ☎43・2111
▼鶴岡 ☎来年1月11日 ☎午後1時30分 ☎場ランドエル・サン ☎平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方 ☎社会教育課（榎引庁舎） ☎57・4866 ☎詳細は別途広報「つるおか」等でお知らせします。個人に案内はしません

物件	所在地（市内）	地積
1	稲生一丁目19・123	77・333㎡
1	宅地	158万1,000円
2	稲生二丁目33・44	215・88㎡
2	宅地	452万円
3	大塚町39・8	204・07㎡
3	宅地	464万9,000円
4	大塚町34・26	375・00㎡
4	宅地	820万1,000円

▼現地説明会 希望する方は事前にご連絡ください（時間・希望がない場合は実施しません）



市営住宅 入居者募集

☎・18日 ☎ 午前9時、午後1時30分
▼公募抽せん ☎8月5日 ☎午前9時 ☎本所4階ロビー ☎7月25日 ☎まで本所都市計画課 ☎内線462へ ☎詳細は市HP「都市計画課」

住宅名	階数・間取り	戸数
ちわら住宅	1LDK（バリアフリー）3DK	1
美原住宅	3階・2LDK	1
鶴岡 稲生住宅	3階・2LDK	1
鶴岡 みどり住宅	1階・2DK（高齢・障害者向け）	1
大西住宅	1階・2DK（高齢・障害者向け）	1
大山住宅	4階・3DK	1
藤島 富士なみ住宅	1階・2DK（高齢・障害者向け）	1
藤島 住宅	平屋・3LDK	1
温海 紅葉岡住宅	平屋・3LDK（子育て向け）	1
温海 柳原住宅	2階・3K	1
温海 住宅	3階・3DK	1

■入居時期 9月中旬以降 ☎7月1日 ☎～22日 ☎午後5時に本所建築課 ☎内線483または東部建設事務室（羽黒庁舎）・南部建設事務室（朝日庁舎）・温海建設事務室（温海庁舎）へ ☎他入居資格要件あり（子育て向けは小学生以下の子供がいる世帯が対象です）。



調査の上、入居を決定します。詳しくは募集案内書をご覧ください

津波情報伝達訓練を実施します

地震によって津波が発生した場合に備え、津波情報伝達訓練を実施します。訓練当日は、津波警報のサイレンやアナウンスが放送されますが、災害と間違えないよう注意してください。なお、この伝達訓練に合わせて、海岸部の各地区で避難訓練を行う予定です。海岸部にお住まいの方はご参加ください。

回 7月4日(金)午後2時 ■対象地域
市内海岸地区 岡本所防災安全課(内線185)

“明るいやまがた”夏の安全県民運動

長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩み等から、夏は青少年の非行や子供・高齢者の交通事故等が多くなる傾向にあります。県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月22日(土)～8月21日(土)
■運動重点
▽青少年の健全育成と非行防止
▽子供と高齢者の交通事故防止
▽飲酒運転の撲滅
▽海・山・川での事故防止
▽街頭犯罪等の防止
岡本所防災安全課(内線163)

犯罪非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。全国一斉に街頭広報活動などが行われます。この運動は、全て

の国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

岡本所福祉課(内線138)

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。しかし、おもちゃとはいえ原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用方法をよく読み、次のことを守りましょう。

▽花火を人や家に向けない
▽燃えやすい物のある場所で遊ばない
▽風の強いときは花火をしない
▽水の入ったバケツを用意する
▽大人と一緒に遊ぶ
▽花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけない
▽花火の筒先に顔や手を近づけない
▽服に火がつかないように注意する



岡消防本部予防課(22・8332)

農薬は正しく使いましょ

農業による事故を防止するため、使用する際はマスクやゴム手袋を着用し、ラベルに書いてある注意事項や用法・容量を守って正しく使いましょ。

岡本所農政課(内線573)

無人ヘリコプターによる病害虫防除作業にご理解を

7月上旬から8月下旬まで、無人ヘリコプターによる農作物の病害虫防除作業を実施します。事故防止のため、作業中のヘリコプターには絶対に近寄らないでください。また、早朝や夕方を中心に作業を行いますので、作業音等へご理解をお願いします。

岡本所農政課(内線573)

マナー守って動物愛護をできる街に 犬や猫の苦情が増えています

市には、犬や猫についての苦情相談が年間50件以上寄せられています。多くが鳴き声やふん尿被害、野良猫への不適切な餌やりについての苦情です。特に野良猫の被害は深刻です。野良猫への無責任な餌やりの結果、特定の場所にも多数の猫が居着き、周辺への被害が大きくなるのが考えられます。餌を与えるのであれば、ふんの始末から繁殖制限に至るまで責任を持ちましょう。自分で責任が持てない場合は、決して餌を与えないでください。

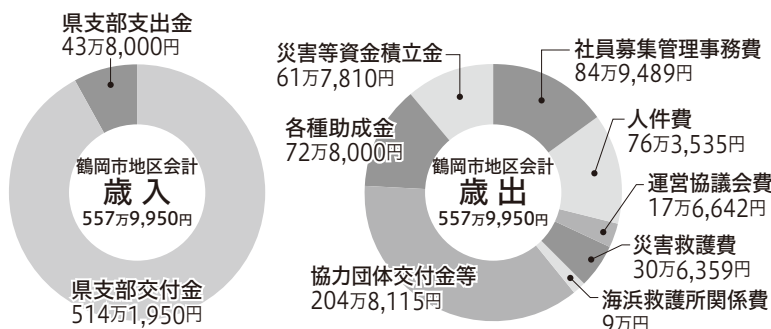
岡健康課(にこふる) (内線362)

平成25年度 日本赤十字社 鶴岡市地区 決算・活動報告

多額の社費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。
▼社費収納合計 ■社費合計 2、570万9、750円 ■社員数 個人…3万1、923人 法人…687件

お寄せいただいた社費は全額を日本赤十字社山形県支部に送金しています。東日本大震災被災地での救護施設の運営等多くの事業で活用されています。

▼会計決算



▼東日本大震災義援金の実績

平成23年3月12日から26年4月30日現在まで、本市には1億908万円の義援金をお寄せいただきました。うち8、593万円は県支部を通じて被災者支援のために送金しました。なお、義援金の募集は現在も続けていますので、皆様のご協力をお願いします。

岡本所福祉課(内線138)